

世界初！燃料電池二輪自動車等の技術基準を策定 ～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正～

国土交通省では、国内自動車メーカーにおいて、二輪の燃料電池自動車の開発が進んでいることに鑑み、世界に先駆けて燃料電池二輪自動車等の安全基準を策定しました。

これにより、今後、燃料電池二輪自動車の普及及び我が国の自動車メーカーの国際競争力の確保に資するものと期待されます。

今般、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)等を改正し、燃料電池二輪自動車等に関し、二輪自動車特有の要件を盛り込んだ安全基準(高圧ガス燃料装置の強度、構造、取付方法等)を策定しましたのでお知らせします。

《改正概要》

・高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置(細目告示第20条、第98条、第176条関係)

圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等に関し、「水素及び燃料電池自動車に関する世界技術規則(第13号)」をベースに二輪自動車特有の要件を盛り込んだ基準を新設します。

【適用範囲】

○圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車

【改正概要】

○自動車に備えるガス容器及び容器附属品(容器安全弁等)に関し、容器保護要件として以下の技術的要件を義務付けます。

(a)転倒時等において路面と直接衝突しないこと。

(b)ガス容器は衝突及び追突時等に他の部品等(保護装置を除く。)と直接接触しないこと。

(c)事故を想定した次の加速度を加えたとき、少なくとも1ヶ所でガス容器が車両に固定されていること。

・車両進行方向: $\pm 426\text{m/s}^2$

・車両進行方向に直角な水平方向: $\pm 617\text{m/s}^2$

○容器安全弁作動時の水素放出について、水素放出方向を特定できるように、放出方向は車両底面垂直方向に義務づけることとします。

○車両から排出される気体の水素濃度について基準を設けます。

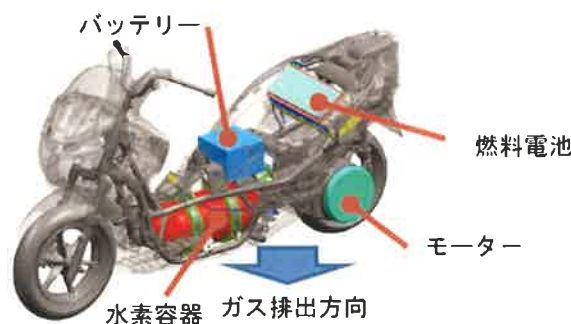
○車室等の水素濃度が3%を超えた場合には運転者に警告し、4%を超えた場合には燃料の供給を遮断することを義務付けます。

【適用時期】

新型車及び継続生産車:平成29年2月23日

《スケジュール》

公布・施行:平成28年2月23日



【報道発表資料:世界初！燃料電池二輪自動車等の技術基準を策定しました。(参考)URL】

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000199.html